

財産処分に係る留意事項について

福島県企業立地課

補助事業で取得した財産には、その個々の財産の耐用年数中(※)、財産の処分に対して制限がかかります。

財産の処分を行う場合には県への相談が必要となります。

※ 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和43年3月31日大蔵省令第15号）に定める償却期間

県に相談が必要な財産の処分とは？

財産の処分とは、下記の例を指します。

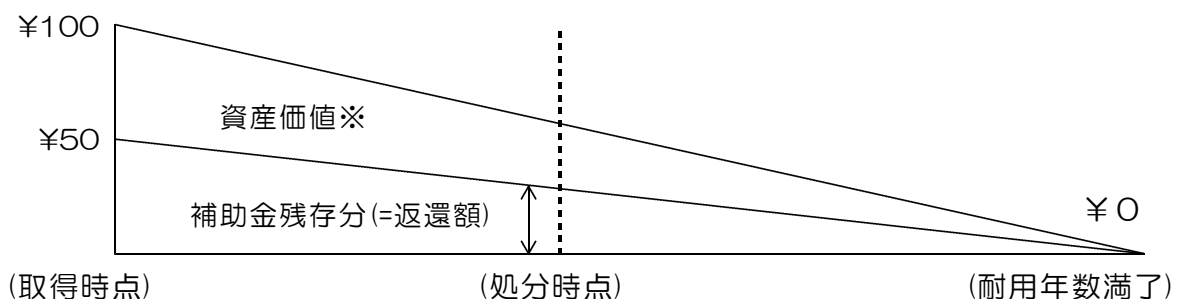
(例)

- 『転用』(指定申請時に目的としていた事業以外の事業の用に供する等)
- 『譲渡』(不要となった設備を他者に譲る(有償・無償問わない)等)
- 『廃棄』(不要となった設備を廃棄する等)
- 『移設』(設備を補助事業実施場所以外の場所に移設する等)
- 『改造』(設備を改造する等)
- 『増築』(建屋を増築する等)
- 『貸与』(協力会社へ貸与する等)
- 『担保』(抵当権を設定する等)

これらのうち、交付目的(補助目的事業、実施場所)に反する変更を加える場合、財産処分に該当し、事前に県の承認(処分後、補助金残存分を返還)が必要になる場合があります。

【補助金残存分のイメージ】

(補助率 1 / 2 の場合)



※返還額は、処分時点の残存簿価相当額又は売却額のいずれか高い方に補助率を乗じた額。

担保権の設定について

担保権の設定についても財産処分に該当しますが、次のいずれかに該当する場合に限り、担保権実行により収入があった場合に県に対して納付する旨の条件を付して承認することとします。

- (1) 申請に係る処分制限財産を取得し、又はその効用を増加させるために必要な資金を調達する場合（補助金の交付決定（又は計画変更の承認）において個別に認めるものに限る）。
- (2) 資金繰りの悪化等により補助目的たる事業の継続が困難であると認められる場合。
- (3) 補助金の交付決定前において、申請に係る処分制限財産を取得し、又はその効用を増加させるために必要な資金を調達する場合。

【注意】

補助事業で取得した財産に変更を加える場合（担保権の設定含む）には、必ず事前に補助金事務局（電話024-572-5620）まで御相談ください。